

平成 19 年 6 月 7 日

社団法人 全国建設業協会  
建築委員会  
委員長 升川 修 殿

社団法人 愛知県建設業協会  
建築委員会  
委員長 小林 義 信  
〔 公 印 省 略 〕

建築士法改正における「建築士試験受験の受験資格の見直し」に関する意見、要望

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 12 月 20 日に公布された「建築士法等の一部を改正する法律」により、建築士法第 14 条並びに第 15 条に規定されている建築士試験の一部が改正されました。改正法の施行は、公布の日から 2 年を超えない範囲の政令で定められる日とされており、今後、公布される政省令により、さらに具体的に示されることとなります。

これを受け、社会資本整備審議会「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」答申（平成 18 年 8 月 31 日付）内 - 4 .「建築物の安全性確保のために講ずべき施策」 - （ 1 ）「建築士制度の抜本的な見直し」において下記の施策が提示されました。

「受験資格である実務経験については、原則として建築士の独占業務である設計及び工事監理の業務に関するものとし、建築士事務所の管理建築士等に証明させることとすること。」

また当該審議会の基本制度部会において建築士制度小委員会が設置され、主な検討事項に「建築士試験の受験資格（学歴要件、実務経験要件）」があげられています。

現在 1 級建築士試験における「建築に関する実務の経験」としてみとめられるものの項目の一つに「設計事務所、建設会社等での建築物の設計・工事監理・施工管理」と明記されております。

上記答申については「原則として建築士の独占業務である『設計及び工事監理の業務に関するもの』とし、」とあることから、建築士の実務経験が、設計・工事監理に限定される可能性があると解釈されます。当施工業界に携わる人材から受験資格が喪失することは、設計、施工監理の立場からの施工管理、建築指導、監督等の門戸を閉ざすことになり、施工業界の脆弱性につながるのではないかと強く懸念いたします。

よって以下のとおり、意見、要望いたします。

## 記

### 1. 実務経験について

- (1) 建築に関する実務経験として「施工管理」が排除されることは工務店等中小施工業者に於ける受験資格に門戸を閉ざすことになり、建築に関する資質及び技術向上への意欲をそぐことは建設業界内の資格取得機会の不公平性を呈するものである。
- (2) 建築主（顧客）の発注に際し、建築士は当該業務の効率的遂行において、外部委託先（施工業者等）との情報共有、経験則等の連携が必要不可欠である。設計及び工事監理について熟知し、現場サイドにおける施工業者（建築施工管理技士等）を的確に指示、監督、指導する立場にあることから実務経験における「施工管理」の設定は重要である。

以 上